事前照会申込書

（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス）

様式 KP1-20241205

申込日 　　　年　　月　　日

四国電力送配電株式会社　御中

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 －  |
| 事業者名 |  |
| 代表者 |  |

当社は、以下の発電設備等が連系する系統(※1)において、混雑緩和を目的とする増強を希望するため、「３．申込みにあたっての確認事項・留意事項」を承諾の上、「業務規程第９６条の２の規定に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等について」に基づき、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」という。）における事前照会を申込みます。

※1．ノンファーム型接続が適用されるローカル系統

１．発電設備等に関する情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発電設備等(※2) | 名称 |  |
| 設置場所 |  |
| 最大受電電力 |  [kW] | 受電電圧 |  [kV] |
| 電源種別 |  |
| 出力制御順(※3) | アイテムを選択してください。 |
| 受電地点を特定する番号(連系開始前で番号付与前の場合は省略可) |  |
| 添　付　資　料 | 例）契約申込回答書（写）（連系開始前の場合は、連系承諾済みであることが確認できる書類） |

※2．発電設備等の情報は既契約の内容（連系開始前の場合は契約申込書の記載内容）と整合させてください。

※3．ローカル系統の混雑管理における再給電方式（一定の順序）の出力制御順

２．発電設備等が連系する系統※1(送電線・変圧器)に関する情報等(※4)

|  |  |
| --- | --- |
| 連系する系統 (※5,6) | 発電設備等の出力制御順を考慮した出力制御実績(※7) |
| 電圧[kV] | 区間(送電線・変圧器) |
|  |  | 有 ・ 無 |
|  |  | 有 ・ 無 |
|  |  | 有 ・ 無 |
|  |  | 有 ・ 無 |

※4．行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

※5．発電設備等が連系する系統については、上位系統（基幹系統を除く。）を含む区間（送電線・変圧器）を記載してください。発電設備等が連系する系統の確認については、契約申込回答書の内容や一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公開している出力制御見通しマッピング情報を参照していただくか、一般送配電事業者及び配電事業者への情報提示の手続きを通じて送電系統図等の情報を参照してください。

※6．一般送配電事業者及び配電事業者の増強計画(投資計画)がある系統については混雑緩和プロセスによる増強の対象外となります。増強計画については、一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している送電線・変圧器の投資・廃止計画を参照してください。

※7．発電設備等が連系する系統の出力制御の実施状況(出力制御の有無)の確認については、一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している混雑系統に関する情報(実績情報)を参照してください。その際、発電設備等の出力制御順（※3）を考慮した出力制御実績(出力制御の有無)を記載してください。なお、発電設備等の出力制御順を考慮した出力制御実績がない区間については混雑緩和プロセスによる増強の対象外となります。

３．申込みにあたっての確認事項・留意事項

＜３．１ 混雑緩和プロセスに関する確認事項＞

以下の事項について確認の上、申込みを行う。

1. 電力広域的運営推進機関の「業務規程第９６条の２の規定に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等について」に従うこと。
2. 混雑緩和プロセスにより増強を行った系統においても、ノンファーム型接続として取り扱うこと（ファーム型接続電源への変更はないこと。）。
3. 混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において、系統混雑が緩和されたとしても、増強完了後の系統状況変化（需要の変化、他の発電設備等の連系等）により、系統混雑の状況が変化する可能性があること。また、当該混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において混雑に伴う出力制御を行う場合であっても、出力制御ルールにおける取扱いに変更はなく、当該混雑緩和プロセスに参加しなかった電源より有利に取扱われることはないこと。
4. 混雑緩和プロセスによる増強を行わなかった他のローカル系統や、基幹系統の混雑に伴う出力制御を行う場合も、出力制御の対象となること。また、需給制約による出力制御の取扱いは変わらないこと。
5. 混雑緩和プロセスにより増強を行う場合の費用負担は、当該混雑緩和プロセスに参加する混雑緩和希望者及び応募を行った追加混雑緩和希望者の特定負担を基本とすること。
6. 本申込みに対する一般送配電事業者及び配電事業者の検討において確認した混雑状況を踏まえて、混雑緩和プロセスにおける概要検討への申込み可否が判断されること。
7. 混雑緩和プロセスが完了となった場合、完了時点のレベニューキャップ制度規制期間中においては、完了となった当該混雑緩和プロセスの増強対象区間にて再度の混雑緩和プロセスは実施されないこと。なお、混雑緩和プロセスが成立で完了した場合には、完了時点のレベニューキャップ制度規制期間又は当該混雑緩和プロセスの増強対象区間の工事が完成するまでの期間のいずれか長い方の期間中においては、増強対象区間にて再度の混雑緩和プロセスは実施されないこと。
8. 混雑緩和プロセスは系統連系に必要な手続きとは異なるため、連系開始に至っていない場合などは、系統連系に必要な手続き（工事費負担金契約や系統連系工事等に必要となる手続き）について、混雑緩和プロセスの進行状況に依らず、遅滞なく行うこと。

＜３．２ 混雑緩和プロセスにおける事前照会申込に関する留意事項＞

以下の事項について留意の上、申込みを行う。

1. 発電設備等が連系する系統や、当該系統の混雑状況・増強計画の有無に関する情報ついては、契約申込回答書の内容や一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している情報、一般送配電事業者及び配電事業者への情報提示の手続き等を通じて、十分な状況把握を行うこと。
2. 過去に事前照会の回答を受領している発電設備等において、再度、事前照会の申込みを行おうとする場合は、一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している情報等から、連系する系統における混雑状況に変化があるか改めて確認すること。
3. 電気事業法等の関係法令、政省令その他ガイドライン、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針及び関係する一般送配電事業者又は配電事業者の約款・要綱等を承認の上、申込むこと。

４．連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名及び所属 |  |
| 担当者名 |  |
| 住所 | * －
 |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

以　上

事前照会申込書

（混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス）

様式 KP1-20241205

申込日 　●●年●●月●●日

四国電力送配電株式会社　御中

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒XXX－XXXX●●県●●市●●町●●番地● |
| 事業者名 | ●●株式会社 |
| 代表者 | ●●　●● |

当社は、以下の発電設備等が連系する系統(※1)において、混雑緩和を目的とする増強を希望するため、「３．申込みにあたっての確認事項・留意事項」を承諾の上、「業務規程第９６条の２の規定に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等について」に基づき、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下「混雑緩和プロセス」という。）における事前照会を申込みます。

※1．ノンファーム型接続が適用されるローカル系統

１．発電設備等に関する情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発電設備等(※2) | 名称 | ●●●発電所 |
| 設置場所 | ●●県●●市●●町●●番地● |
| 最大受電電力 | ●,●●● [kW] | 受電電圧 | ●● [kV] |
| 電源種別 | 太陽光 |
| 出力制御順(※3) | ⑤ノンファーム型接続の非調整電源のうち、自然変動電源（太陽光、風力） |
| 受電地点を特定する番号(連系開始前で番号付与前の場合は省略可) | ●●●●●● |
| 添　付　資　料 | 例）契約申込回答書（写）（連系開始前の場合は、連系承諾済みであることが確認できる書類） |

※2．発電設備等の情報は既契約の内容（連系開始前の場合は契約申込書の記載内容）と整合させてください。

※3．ローカル系統の混雑管理における再給電方式（一定の順序）の出力制御順

２．発電設備等が連系する系統※1(送電線・変圧器)に関する情報等(※4)

|  |  |
| --- | --- |
| 連系する系統 (※5,6) | 発電設備等の出力制御順を考慮した出力制御実績(※7) |
| 電圧[kV] | 区間(送電線・変圧器) |
| 77 | ●●線 | 有 ・ 無 |
| 77 | △△線 | 有 ・ 無 |
| 154/77 | ▲▲変電所　変圧器 | 有 ・ 無 |
| 154 | ■■線 | 有 ・ 無 |

※4．行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

※5．発電設備等が連系する系統については、上位系統（基幹系統を除く。）を含む区間（送電線・変圧器）を記載してください。発電設備等が連系する系統の確認については、契約申込回答書の内容や一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公開している出力制御見通しマッピング情報を参照していただくか、一般送配電事業者及び配電事業者への情報提示の手続きを通じて送電系統図等の情報を参照してください。

※6．一般送配電事業者及び配電事業者の増強計画(投資計画)がある系統については混雑緩和プロセスによる増強の対象外となります。増強計画については、一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している送電線・変圧器の投資・廃止計画を参照してください。

※7．発電設備等が連系する系統の出力制御の実施状況(出力制御の有無)の確認については、一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している混雑系統に関する情報(実績情報)を参照してください。その際、発電設備等の出力制御順（※3）を考慮した出力制御実績(出力制御の有無)を記載してください。なお、発電設備等の出力制御順を考慮した出力制御実績がない区間については混雑緩和プロセスによる増強の対象外となります。

３．申込みにあたっての確認事項・留意事項

＜３．１ 混雑緩和プロセスに関する確認事項＞

以下の事項について確認の上、申込みを行う。

1. 電力広域的運営推進機関の「業務規程第９６条の２の規定に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等について」に従うこと。
2. 混雑緩和プロセスにより増強を行った系統においても、ノンファーム型接続として取り扱うこと（ファーム型接続電源への変更はないこと。）。
3. 混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において、系統混雑が緩和されたとしても、増強完了後の系統状況変化（需要の変化、他の発電設備等の連系等）により、系統混雑の状況が変化する可能性があること。また、当該混雑緩和プロセスにより増強を行った系統において混雑に伴う出力制御を行う場合であっても、出力制御ルールにおける取扱いに変更はなく、当該混雑緩和プロセスに参加しなかった電源より有利に取扱われることはないこと。
4. 混雑緩和プロセスによる増強を行わなかった他のローカル系統や、基幹系統の混雑に伴う出力制御を行う場合も、出力制御の対象となること。また、需給制約による出力制御の取扱いは変わらないこと。
5. 混雑緩和プロセスにより増強を行う場合の費用負担は、当該混雑緩和プロセスに参加する混雑緩和希望者及び応募を行った追加混雑緩和希望者の特定負担を基本とすること。
6. 本申込みに対する一般送配電事業者及び配電事業者の検討において確認した混雑状況を踏まえて、混雑緩和プロセスにおける概要検討への申込み可否が判断されること。
7. 混雑緩和プロセスが完了となった場合、完了時点のレベニューキャップ制度規制期間中においては、完了となった当該混雑緩和プロセスの増強対象区間にて再度の混雑緩和プロセスは実施されないこと。なお、混雑緩和プロセスが成立で完了した場合には、完了時点のレベニューキャップ制度規制期間又は当該混雑緩和プロセスの増強対象区間の工事が完成するまでの期間のいずれか長い方の期間中においては、増強対象区間にて再度の混雑緩和プロセスは実施されないこと。
8. 混雑緩和プロセスは系統連系に必要な手続きとは異なるため、連系開始に至っていない場合などは、系統連系に必要な手続き（工事費負担金契約や系統連系工事等に必要となる手続き）について、混雑緩和プロセスの進行状況に依らず、遅滞なく行うこと。

＜３．２ 混雑緩和プロセスにおける事前照会申込に関する留意事項＞

以下の事項について留意の上、申込みを行う。

1. 発電設備等が連系する系統や、当該系統の混雑状況・増強計画の有無に関する情報ついては、契約申込回答書の内容や一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している情報、一般送配電事業者及び配電事業者への情報提示の手続き等を通じて、十分な状況把握を行うこと。
2. 過去に事前照会の回答を受領している発電設備等において、再度、事前照会の申込みを行おうとする場合は、一般送配電事業者及び配電事業者がホームページ上で公表している情報等から、連系する系統における混雑状況に変化があるか改めて確認すること。
3. 電気事業法等の関係法令、政省令その他ガイドライン、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針及び関係する一般送配電事業者又は配電事業者の約款・要綱等を承認の上、申込むこと。

４．連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名及び所属 | ●●株式会社　●●部 |
| 担当者名 | ▲▲　▲▲ |
| 住所 | 〒XXX－XXXX●●県●●市●●町●●番地● |
| 電話番号 | XXX-XXXX-XXXX |
| E-mail | XXXXXX@XXXX.jp |

以　上